

高根沢町新庁舎整備検討委員会運営に関する確認事項

1 委員会について

- (1) 氏名、委員区分（第1号～第4号）及び所属団体等を記載した委員会名簿を町公式 Web サイト及び新庁舎整備課において公開する。
- (2) 委員が欠席の場合、代理は認めないこととする。
- (3) 第2号委員が所属団体を離れたときは、速やかに当該団体に後任者の推薦を依頼するものとする。
- (4) 第3号委員が次のいずれかに該当することとなったときは、原則として辞任するものとし、速やかに次の公募を行うものとする。
 - ① 高根沢町に在住しなくなったとき。
 - ② 議会議員、国家公務員又は地方公務員になったとき。

2 会議について

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議を公開することによって議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を非公開とすることができる。この場合、会議の非公開の決定は、議長が委員会に諮って行う。

3 傍聴について

- (1) 傍聴希望者は、あらかじめ議長の許可を得るものとする。
- (2) 傍聴人の定員は、開催する会場の状況に応じて決めるものとする。
- (3) 傍聴人の会議の録音、写真撮影又は録画撮影は認めない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは速やかに退場するものとする。
- (5) 議長は、傍聴人が会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為を行ったときは、退場を命じることができる。

4 会議録の作成について

会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成し、町公式 Web サイト及び新庁舎整備課において公開するものとする。

- ① 会議名、開催日時、開催場所、出席者
- ② 議題
- ③ 傍聴人の数
- ④ 議事内容（原則として発言者名を記載しない要点筆記）
- ⑤ その他必要な事項